

令和4年2月22日
総社市介護関係者研修会

施設等で患者が発生した際の対応等について

岡山県備中保健所

本日お伝えすること

- 1 はじめに
- 2 患者発生時の流れ
- 3 施設で準備・対応してもらうこと
- 4 まとめ

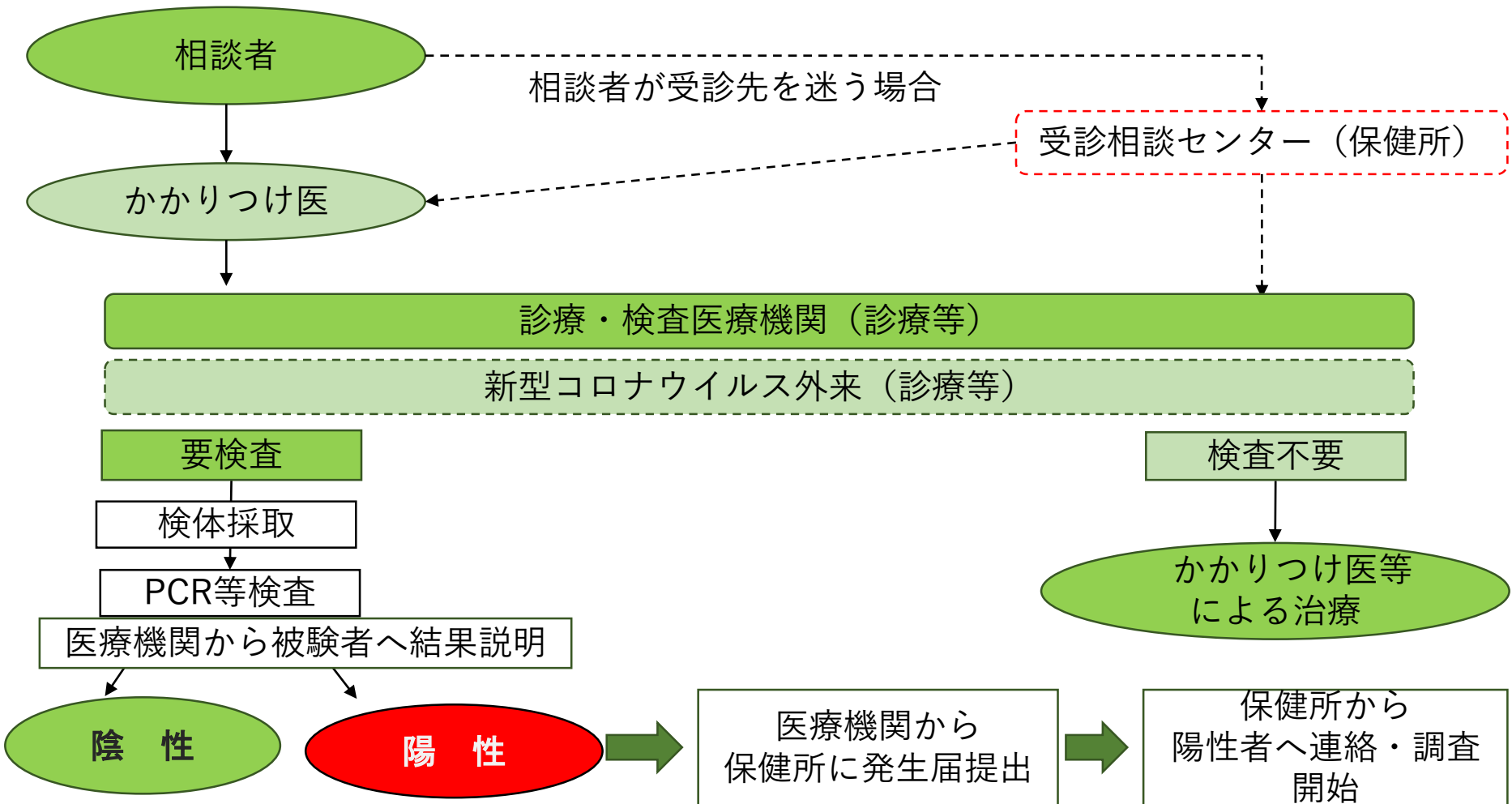
1 はじめに

<社会福祉施設・医療施設等への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- **マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ること**
 - 食事は黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下（介助者等を除く）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
 - 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出勤させず、早期の受診を促すこと
- **レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底すること**
 - 面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- **退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること**
 - 入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、迅速に接種を進めること

2 患者発生時の流れ



陽性者への対応

- 積極的疫学調査、施設への指導
 - 基本情報（職業、病歴、症状、基礎疾患等）
 - 行動歴（濃厚接触者、感染源の特定）
- 療養先の調整、療養先までの移送（施設内療養の可能性もあります）
- 濃厚接触者のPCR検査、健康観察、保健指導
- 職場や利用施設等への聞取り調査、保健指導等



濃厚接触者の特定

- 患者と**同居**又は**長時間の接触**(車内・航空機内等)があった者
 - 適切な感染防護なしに患者を診察、看護又は介護していた者
 - 患者の気道分泌物又は体液等に直接接触した可能性が高い者
 - **1メートル以内**の距離及び**マスク等の必要な感染予防策なし**で、患者と**15分以上の接触**があった者
- 周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等 個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する



3 施設で準備・対応していただくこと

陽性者が職員の場合

- 利用者及び職員の名簿（フリガナ、性別、生年月日、住所、連絡先）
- 体温測定結果等の健康記録表
- 全職員の発症前14日間の勤務シフト表
- 施設内の見取り図
- 仕事内容、施設内での行動状況
- 他の職員、施設利用者における症状の有無
- 食堂・休憩室・更衣室の使用状況の把握
- 患者と同僚又は施設利用者との接触状況の把握

陽性者が施設利用者 の場合

- 利用者及び職員の名簿
- 体温測定結果等の健康記録表
- 施設内での生活状況（ADL、行動範囲等）
- 施設の見取り図
- 同室者の有無、食事スペース等を確認
- 他の利用者や職員との接触状況、症状の有無



施設で対応してもらおうこと

● 濃厚接触者への対応

職員の場合

- ・ 患者との最終接触日から7日間の自宅待機及び健康観察
- ・ 症状が現れた場合は、保健所へ連絡

施設利用者の場合

- ・ 患者との最終接触日から7日間の自宅待機及び健康観察
 - ※入所者の場合は、保健所の指示でゾーニングされた部屋での待機
健康観察
- ・ 症状が現れた場合は、保健所へ連絡
- ・ 感染予防策（ゾーニング、手洗い、ガウン等の着用等）
の徹底

施設で対応してもらおうこと

- 部屋の換気
- 職員のマスク・フェースシールド着用、手指消毒の徹底（ウイルスは、**鼻**、**口**、**目**から侵入）
- 症状のある職員の出勤自粛と医療機関受診の徹底
- 陽性者の高頻度接触部分の消毒

< 具体例 >

利用者の場合：ベッド周辺（ベッド柵、リネン類等）

車いす、ドアノブ、テーブル、イス、手すり等

職員の場合：机、PC、ドアノブ

照明のスイッチ等



感染者が発生したときの消毒方法

- アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤で清拭
- リネン類は、熱水処理（**80°C**のお湯で**10分**）を推奨
 - ※十分な換気の上、マスクとゴーグル等を装備し、リネン類をビニール袋に入れて持ち出すこと
- 食器類は、通常対応
 - ※下膳する際コロナ陽性患者（濃厚接触者）に使用した食器であることがわかるよう表示する。
 - ※無機物に付着した新型コロナウイルスは、**24～72時間**しか生きられないため、消毒できない箇所は、**3日ほど立入禁止**とする等の対応も**1つ**の方法

オミクロン株の流行に伴う濃厚接触者の取扱いの変更

R4.2.4 開催
県本部会議資料

＜濃厚接触者の待機期間の更なる変更＞

原則

14日間



※無症状患者も同様の取扱い

オミクロン株疑いが感染者の70%以上となった地域（岡山県で適用）

10日間 → 7日間

＜濃厚接触者である同居家族等の待機期間起算日＞

陽性者の隔離解除日から起算



陽性者の発症日（検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日から起算

（注意事項）

- 同居家族等の中で別の家族が発症した場合は改めてその発症日（検体採取日）から起算
- 感染対策とは、日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策であり、厳格に隔離等を行うことを求めるものではないこと
- 濃厚接触者である同居家族等の待機期間終了後も、陽性者の療養が終了するまでは、健康状態の確認やリスクの高い行動の自粛、基本的感染防止対策の徹底を行うこと

- 感染者も濃厚接触者も、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**職場等に証明書を出す必要はありません**
- 国内で感染者が増える中で、**医療機関や保健所への各種証明（陽性証明を含む）の請求については、厳にお控えください**

社会機能維持者の例外的な取扱い

R4.2.4 開催
県本部会議資料

感染者が爆発的に増加していることから、地域の社会機能を維持するため、例外的な取扱いとして、社会機能維持者※については、事業者の判断で、事業者が検査を行い、陰性であった場合には、事業者が保健所へ連絡し、保健所の確認を受けた後に、待機の解除も可能とします。

1. 実施の要件

社会維持機能者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

2. 検査主体及び費用負担

検査主体：事業者、費用負担：事業者
(注) 無料検査の利用は認めない。

3. 検査方法及び検査時期

検査方法	検査時期
抗原定性検査 キット (業事承認されたものに限る)	最終曝露日(陽性者との接触等)を0日として 6日目と7日目 →4日目と5日目 (5日目から解除可能)

※当該検査のために医療機関を受診することは厳にお控えください

※社会機能維持者(次の事業に従事する者)

国の基本的対処方針(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

- ① 医療体制の維持に関する事業
病院、薬局、医薬品・医療機器の製造・販売等
- ② 支援が必要な方々の保護の継続に関する事業
介護老人福祉施設、障害者支援施設等
- ③ 県民の安定的な生活の確保に関する事業
電力、ガス等のインフラ関係、百貨店・スーパー等の小売関係、廃棄物収集等のごみ処理関係、テレビ等のメディア関係等
- ④ 社会の安定の維持に関する事業
銀行等の金融サービス、鉄道等の物流・運送サービス、公共工事、警察・消防等の行政サービス、**保育所**等の育児サービス等
- ⑤ その他の事業
高炉・半導体工場等の生産停止が困難なもの、**学校**等

4 まとめ

施設内で患者が発生しても焦らずに

- 患者が発生したら、保健所に連絡してください
- すべての感染症対策において**手洗い、適切な消毒、マスクや手袋等の感染防護策**は重要となる
- 職員を含め、施設内での**感染症を最小限にとどめること**に注力する

備中保健所
086-434-7024



ご清聴ありがとうございました

